

# 平成27年度 京都市立安祥寺中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 総 則

### (1) 目 的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 基本的な施策

### (1) 学校におけるいじめ防止

#### ◆授業改善の充実

- ・「教育課程指導計画(京都市スタンダード)」に基づく授業計画を作成し、その計画の基で指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に、言語活動の充実、コミュニケーション能力の育成、キャリア支援に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫し実践する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律(学びの作法)の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

#### ◆道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育の在り方や年間計画を工夫し、時には保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解と連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのため、道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用いた指導・啓発を行う。また、道徳の授業を通して、生徒・保護者・地域とともに健全な社会生活を営む人としての自覚や態度、資質や能力を育む。

#### ◆体験活動の充実

- ・職場体験やボランティア活動等の体験活動を通して、教科・総合的な学習の時間・特別活動・道徳の時間との効果的な関連を図りながら、人間関係の大切さや思いやりの心の涵養などの道徳的価値の自覚を深める指導を推進する。

#### ◆生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高めて、自己実現につなげる指導を進める。

#### ◆生徒への啓発

- ・「京都市中学校生徒会宣言」を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために「京都市中学校生徒会宣言」にもとづく生徒会アンケートの実施や生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動から「いじめ根絶」に向けた取組の企画立案から実施まで推進できるよう指導する。

#### ◆保護者や地域への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・様々な機会を捉えて「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知させて課題解消のための対策を講じる。
- ・支部PTA、単位PTA、単位地域生徒指導連絡協議会、学校評議員会、小中連携等でいじめ防止に係る懇談や研修会で見識を深め、安祥寺地域が一丸となった取組を推進していく。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ・日常の生徒観察や教育相談活動、学級担任や教科担任との情報交換を密にし、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、分析し迅速に対応する。情報伝達に関しては正確な内容を全教職員が確実に共有できるように徹底する。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、双方向で生徒の変化や実態の情報共有を心がけ、これまでの当たり前だと思ってきたことを検証しなおして意識的・積極的な体制でいじめの早期発見や予防活動に努める。
- ◆日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート)を適宜実施して、多面的な視点から生徒の実態把握を行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果分析から背景を探り、迅速な支援・指導を行う。
- ◆日常のあらゆる教育活動の中でカウンセリングマインドをもって教育相談活動に臨み、年2回(前期・後期)の教育相談週間を設定し、クラスマネジメントシート等の活用から生徒をより多面的に観察し、理解することに努め、面談を通して生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜、適切な支援や指導を行う。

## (3) 教職員体制の強化と研修を通しての資質向上

- ・日常的に生徒の動向の情報交換と分析から教職員相互の観察視点の補完と多角化に努める組織的体制を強化する。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を深め、より実効的な手立てを構築する。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者との連携で推進していく。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話、スマホの利用についての危険性はもちろんのこと、問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導(特に社会科、技術・家庭科)の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

##### いじめ対策委員会・生徒指導委員会

一日般的・恒常的な情報共有から問題解決を図る組織的対応を基本とした組織—

##### [実施予定]

月1回開催 ※但し、緊急に対応を要する場合はこの限りではない。

##### [構成員]

学校長・教頭・生徒指導部長・補導主任・各学年主任・養護教諭  
生徒会主任・教育相談主任・教務主任・総合育成支援教育主任  
スクールカウンセラー

##### [内容]

- 定期的に問題行動の早期発見・未然防止のための対策を勘案・検討し推進する。
- 各学年、分掌担当者からの情報交換に基づき、必要に応じて対策を立て、解決にあたる。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもとで事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

#### (2) いじめに対する措置

- いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無の確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

### 4 重大事態への対処

- 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## いじめ事案に係る組織的対応の流れ

### いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

### いじめの情報

#### 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

#### 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む  
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

関係機関

連携

#### 子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人々等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

#### 保護者と連携する

- つながりの教職員を中心に、即日、関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

### 今後の対応

- 継続的な指導や支援を行う。 ●スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。

- 臨時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応
- 常に状況把握に努める

## 5 平成27年度 年間計画（予定）

・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。

但し、現時点での予定であり、年度途中に計画内容、実施時期の見直しを行う場合もある。

月	学級・学年・生徒会活動・いじめ防止・啓発・生徒理解・早期発見等への主な取組		
	第1学年	第2学年	第3学年
4	・学級開 ・家庭訪問週間	・学級開 ・家庭訪問週間	・学級開 ・家庭訪問週間
5	・憲法月間／人権学習 ・校外学習	・憲法月間／人権学習 ・校外学習	・憲法月間／人権学習 ・修学旅行
6	・生徒総会 ・クラスマネジメントシート① ・前期育相談週間 ・土曜参観 ・学校祭／体育の部	・生徒総会 ・クラスマネジメントシート① ・前期教育相談週間 ・土曜参観 ・学校祭／体育の部	・生徒総会 ・クラスマネジメントシート① ・前期教育相談週間 ・土曜参観 ・学校祭／体育の部
7	・非行防止教室 ・三者懇談会 ・夏季学習会	・三者懇談会 ・夏季学習会	・三者懇談会 ・夏季学習会
8	・夏季休業	・夏季休業	・夏季休業
9	・学校祭／合唱・文化の部 ・支部授業研修会 ・授業研究週間	・学校祭／合唱・文化の部 ・支部授業研修会 ・授業研究週間	・学校祭／合唱・文化の部 ・支部授業研修会 ・授業研究週間
10	・家庭地域教育学級 ・後期教育相談週間 ・クラスマネジメントシート②	・家庭地域教育学級 ・後期教育相談週間 ・クラスマネジメントシート②	・家庭地域教育学級 ・後期教育相談週間 ・クラスマネジメントシート②
11	・生徒会アンケート ・学校評価生徒アンケート ・生徒会役員選挙 ・人権学習	・生徒会アンケート ・学校評価生徒アンケート ・生徒会役員選挙 ・人権学習 ・ケータイ教室	・生徒会アンケート ・学校評価生徒アンケート ・生徒会役員選挙 ・人権学習
12	・三者懇談会	・三者懇談会	・三者懇談会
1		・生き方探究／職場体験	
2	・学校評価生徒アンケート ・クラスマネジメントシート③	・学校評価生徒アンケート ・クラスマネジメントシート③	・学校評価生徒アンケート・ クラスマネジメントシート③
3	・学級のまとめ	・学級のまとめ	・薬物濫用防止教室

